

「Nextあびこ」の内田みえこです。

議案第2号「財産の取得について」、反対の立場で討論いたします。

- ・この議案は、農業拠点施設を整備することに伴い、加工施設調理機器、飲食施設厨房機器及び備品一式を1,814万4千円で購入するため提案されたものです。
- ・この議案に反対する主な理由を3点述べさせていただきます。
- ・1点目の反対理由は、この議案が、市が飲食施設や加工施設の事業主体となり、指定管理者を指定して、その管理を行わせるための財産の取得であるからです。
- ・そもそも、これまで我孫子市の地産・地消の推進は、農業者、市民、市が協働して取り組んできました。
- ・その拠点である農業拠点施設の管理に指定管理者制度を導入することには、大変疑問を感じます。
- ・指定管理者制度を導入することによって、農業拠点施設内の直売所事業や加工事業はもとより飲食事業さえも明確に市の事業という位置づけになります。
- ・市がそこまでする必要があるのでしょうか？
- ・市の農業振興策としての農業拠点施設の整備事業は、当初、民設民営で考えられ、
- ・途中から公設民営の事業となりました。
- ・市は農産物直売所アンテナショップの施設を用意し、農事組合法人あびベジに行政財産の使用許可を出し「場」の提供をしていました。
- ・しかし、アンテナショップの事業主体は「農事組合法人あびベジ」であり、我孫子市ではありませんでした。
- ・使用許可書の使用目的の欄には、
- ・「我孫子市の地産地消を市と共に進めていくため、農業者主体の経営の実践と検証を行う。」と書かれており、将来的には、農業者自身の自立を目指す農業支援であると認識していました。
- ・ところが、最近、市は農業拠点施設の管理に指定管理者制度の導入を表明し、現在、パブリックコメントにかけています。
- ・農産物直売場だけでなく飲食施設等も含めて、農業拠点施設を丸ごとパックで指定管理者に管理させるとしています。
- ・そして、市は事業主体として、事業を実施するための備品等を購入するため、今回の議案を提出しました。
- ・指定管理者制度を導入するということは、直売場事業はもとより、飲食事業も市の事業として明確に位置付けられることになります。
- ・なくてはならない事業でさえ、実施が難しい状況の中で、飲食事業まで市の事業と位置付けることに、市民の納得や理解が得られるのでしょうか？

- ・2点目の反対理由は、指定管理者の選定方法に疑問を感じるからであります。
- ・指定管理者の選定に当たっては公募が原則ですが、農業拠点施設を管理する指定管理者の選定には、「指定管理者の指定手続き等に関する

る条例」の第2条第1項のただし書きに基づき、公募によらず事業者を選定することです。

- ・ さらに、指定期間が過ぎて再び指定管理者を選定する場合も、公募によらずこれまでの事業者を継続して選定することです。
- ・ このような選定方法は、市民サービスの向上の観点からみても、また、公平性・公正性の観点からみても適切ではないと考えます。

- ・ 最後に、3点目の反対理由は、この議案で取得する各種機器や備品等の妥当性に疑問を感じるからであります。
- ・ 市の考える飲食店のコンセプトは「我孫子産の野菜を使った和食中心の店」ということです。
- ・ また、メニューとしては、「握りたてあつあつおむすびセット」「野菜たっぷりセット」「肉じゃが定食」「餅入り雑炊」「米粉パン」「スイーツ」等となっています。
- ・ このメニューから考えると、今回取得しようとしている機器類や備品等が本当に必要なものなのか大変疑問に思います。
- ・ 160万円もするオーブンや90万円の冷蔵庫や冷凍庫、170万円もする餅つき機、120万円のコールドテーブル等々、驚くばかりです。
- ・ これらの機器や備品等は、過剰設備だとしか思えません。
- ・ 税金を使ってこのような設備を購入することに、市民の納得は到底得られません。
- ・ 以上3点の理由により、議案第2号「財産の取得」に反対いたします。
- ・ 議員の皆様におかれましては、市が実施すべき事業とは何か？
お考えいただきますようお願いいたします。反対討論を終わらせていただきます。